全国浴場新聞
発行所
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
東京都千代田区東神田1-1-2
TEL(822)6241～8
購読料　1部　60円

予算編成方針など協議

通常総会提案事項で意見交換

全浴連（西田喜一理事長）は、二月二十四日、箱根湯本の「天悠園」で代表者会議を開き、六十二年度の決算見込み、六十三年度の予算編成方針について意見を交わした。また全浴連機構検討委員会（鈴木正之委員長）の答申をうけて役員構成、選任期約の一部変更にかかわる定款の改正について代表者会議の名称変更と臨時総会の設置の両案に基づき六十三年度の予算、事業計画等を策定し、六月二日の通常総会に提案する運びとなった。

臨時総会　定款一部改正を審議

西田理事長は「通常総会、業者大会を目前にひかえ、決算、予算の設定のため、意見をいただき、それを基に作成したい。また、一年度の環境衛生営業対策予算、税制改正についての要望についての中島厚生省課長から参加報告を聞き、また売上税について協議事項について審議を行った。

柴田事務局長から公衆浴場法の一部改正について「精神病者の入浴施設の立場から厚生省保健医療精神課から指導、説明を頂いたが、業界としては入浴料金の値上げが一律に一〇円以上の場合は除外となるのではないかということだったが、一〇円以上の値上げを予定する浴場は全体の一〇％程度であり、その推移をみきわめたい」と、さらに「衛生化促進委員会」促進のための協議を重ねているが、その結果、各地における活性化の実績が乏しいので、同委員会の解散を提案したいこと、「全国浴場組合連合会」の名称変更について、「全国浴場協同組合連合会」に変更

全浴連機構検討委員会の答申

全浴連は三重県で行われた通常総会、大会の審議に基づき、機構検討委員会（委員長＝木正光愛媛県連会長）を設け、理事・執行部の数、監事の定数、任期、さらに代表者会議の開催などについて各ブロックにおける意向もふまえ検討重ねてきたが、意見を集約するに至らず、次のような答申を行いました。

全浴連機構の検討結果について

全浴連機構検討委員会は、八十一年度通常総会の決定に基づき執行部の機構改革を中心とする機構について、過去二回にわたる検討を加えた結果、次のとおり検討結果をまとめての答申いたします。

公衆浴場業をとりまく経営環境は、利用客の減少による厳しい状況にあり、業界の振興、活性化に寄与できる指導体制を整備されるように要望されたい。

一、検討結果について

①理事（総数）と執行部の関係について

理事会は、現在の定数（三十人以内）で適当であり、当面会合の運営上、定数の変更は必要ない。

②副理事長の定数は、定款の規定上も、現実にも五人であるが、三人に減員する。

③常務理事は、現行の定数（十一人以内）であり、現実には四人である。現在の四人であっても業務の執行上支障がないので、業界の振興、活性化に寄与できる指導体制を整備されるように要望したい。

①理事（総数）と執行部の関係について

理事会は法令上許される範囲内において、機動的な事業執行と効率的な運営を図るため、常務理事会に切り替えるなどの措置を講ずる。

②常務理事会と全国業務会議の関係について

常務理事会は全浴連の業務執行の協議、決定のための法定機関であり、当該会合の運営上、定数の変更は必要ない。

二、検討の経過と答の概要について

①検討の経過

第一回委員会　昭和六十一年十二月十五日。

第二回委員会　六十二年二月六日。

②答申の概要

(1)理事長、副理事長、常務理事の関係については、理事長が常務理事会の議長となり、副理事長が常務理事会に出席し、理事長を補佐することを従来どおり確認する。

(2)理事会の今後の日程、検討の事項などを検討する。

(3)役員構成などに関する各ブロックの意見の開陳を行った。

(4)理事長、副理事長、常務理事の関係については、理事長が常務理事会の議長となり、副理事長が常務理事会に出席し、理事長を補佐することを従来どおり確認する。

(5)理事会の業務および運営について、理事会の業務および運営については、理事長を補佐する立場上、各ブロックの意向、情報などを常務理事会に伝達、検討するとともに、常務理事会において調査するなどの職務からして、三役会議に準ずる機能を有するものと考えられる。

(6)監事の業務と期間について

監事の業務と期間については、行政庁の指導などを考慮して、現行どおりとする。

(7)役員の定数について

役員の定数については、現行どおりとする。

(8)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(9)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(10)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(11)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(12)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(13)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(14)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(15)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(16)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(17)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(18)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(19)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(20)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(21)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(22)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(23)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(24)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(25)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(26)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

(27)役員の選出について

役員の選出については、現行どおりとする。

父・母性原理の錯倒

足立駿二

最近のある新聞に、現代の教育の原点に父性原理と母性原理が錯倒している、つまり父親は競争原理ともいい、社会で生き抜く強さを教え、母親は無償の愛を与える、母親は溺愛ともいい、甘やかしと叱責をつけ、慈愛と厳しさの区別をつけるのが常識であるが、それが錯倒しているという。母親は社会的性原理に立って競争心をあおり、他人に負けるな、ふつうになれ、と強制し、良い学校に入れて、良い会社に就職し、良い伴侶を得て、良い家庭を築いて、良い老後を送れ、という一念のもとに子供に仕込んでいる人たちが多くみかけられ、それが生きがいとなっている人たちもあるかもしれない。それが生きがいとなっている人たちが多くみかけられ、それが生きがいとなっている人たちもあるかもしれない。それが生きがいとなっている人たちもあるかもしれない。

人生は狭苦しいものになってしまう。金は人生の目的ではなく、安楽生活の手段にすぎないのである。ひとつの人助けと思い二、三年前に、結婚相談所の開設に協力をしました。その理由を彼に聞くと、駄目の烙印を押されて、それを完成して商売にする。今まで、つぎつぎに挫折をくり返す人をと、つぎつぎに挫折をくり返す人を見て、じゃ私に手伝いなさいたが、自他ともに得をすることが善良な成績で出て、良いところへ就職し、良い伴侶を得ることが幸福であるという現代の風潮は、いつのまにか、良い会社を選ぶこと

環衛公庫、貸付利率を引下げ

公衆浴場業は4.7%に

環境衛生金融公庫の貸付利率がプライムレートの引下げと、財政投融資金利の引下げにともない改正され、三月五日以降新規貸付契約分から適用となり、全浴連はこれについて各都道府県浴場理事長宛に通知、同知徹底を求めたところだが、その後、さらに三月二十八日付をもって同公庫の貸付利率は基準利率を含めて全般にわたり一律五・二%に引下げられ、公衆浴場業に対する特別貸付利率と同一利率となった。

このため、全浴連としては、確保法の趣旨に反するとして関係方面と強力な折衝をつづけ、その結果、四月一日から公衆浴場業の特別利率に加さ"四・七%に再引下げられ同日業施となった。

現環境生金融公庫では、環境衛生関係営業の設備近代化・衛生水準の維持向上に一層の融資促進をはかりたいとしているが、公衆浴場の衛生、近代化設備の利率についての四・七%に引下げは住宅金融公庫のもっとも低い金利と同一の利率であり、この措置に関しセンターの文書を添付し、再度各都道府県浴理事長に対し通知した。

現環境衛生金融公庫貸付利率表（昭和62年4月1日現在）

区分		年利率（%） 新利率	旧利率	備考
一般貸付	基準利率	5.2	5.5	
	特別利率	5.2	5.45	近代化設備等、市街地再開発事業施設
		5.2	5.4	太陽熱利用冷温熱装置 …… （環境衛生同業組合等貸付） 浴場業共同給油車
		5.2（4年目以降5.2%）	5.2（4年目以降5.4%）	衛生設備、消防設備、防火遮蔽施設、汚水等処理施設、降灰防施施設、振興事業施設のうち特定設備及びクリーニング業溶剤排出防止設備 …… （環境衛生同業組合等貸付） クリーニング業産業廃棄物共同集積施設
		5.2（4年目以降5.2%）	5.2（4年目以降5.3%）	（環境衛生同業組合等貸付） 振興事業施設のうち特定共同利用設備
		4.7	5.2	浴場業衛生・近代化設備
小企業等設備改善資金特別貸付		5.2	5.4	

注）表中の新利率について、浴場業衛生・近代化設備の利率は昭和62年4月1日、その他の利率は昭和62年3月28日改定されたものである。

浴場余話

大原十六

嘉永四年株仲間復興

天保の改革の低物価政策は、下層の人びとに歓迎されたが、都市商人の抵抗を招き、また江戸・大阪周辺十里の地を天領とする政策、風俗統制その他に対する不満から老中水野忠邦の排斥運動がおこり、天保十四年（一八四三）九月、水野は老中を免ぜられ、改革は終った。

幕府は江戸町奉行・遠山景行（江戸町奉行、町名主に諮問を重ねた上、問屋仲間の再興を許した。幕府の新しい流通機構の指標で、重点は、①四年に至る株仲間復興の布令あり、②問屋組合は勝手次第とする。③問屋組合は以前のことにかかわらず、「現在の姿」を調べ、それによって仲間復興を沙汰する、という点であった。

天保の株仲間廃止令は永久に廃止とうたわれたが、実は自由に新しく店を造り営業できる故に多かった。嘉永冥加金上納を免ず。の意味は、仲間入数の増減を勝手次第とする。③問屋組合は以前のことにかかわらず、「現在の姿」を調べ、それによって仲間復興を沙汰する、という点であった。

天保の株仲間廃止令は永久に廃止とうたわれたが、実は自由に新しく店を造り営業できる故に多かった。嘉永冥加金上納を免ず。の意味は、仲間入数の増減を勝手次第とする。③問屋組合は以前のことにかかわらず、「現在の姿」を調べ、それによって仲間復興を沙汰する